

【第9期介護保険料の考え方】

○介護給付費準備基金 介護保険特別会計において発生した余剰金を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金のこと。介護保険財政を安定して運営するために重要な役割を果たしています。

○第8期における基金取り崩し計画（前回）

| | 取り崩し前 | | 取り崩し後 |
|--------------|----------------|-----------------------------------|----------------|
| 保険料 収納必要額 | 1,401,362,261円 | 取り崩し額 168,500,000円 (当時基金残高) | 1,232,862,261円 |
| 予定保険料 収納率 | 99.71% | 272,647,356円 | 99.71% |
| 被保険者数 | 20,204人 | ⇒ | 20,204人 |
| 月額保険料 基準額 | 5,797円 | | 5,100円 |

○第9期における基金取り崩し計画（今回）

| | 取り崩し前（A案） | | 取り崩し後（B案） |
|--------------|----------------|---|----------------|
| 保険料 収納必要額 | 1,526,659,721円 | 取り崩し額 <u>88,388,369円</u> (現在基金残高) | 1,438,271,352円 |
| 予定保険料 収納率 | 99.85% | 166,867,898円 | 99.85% |
| 被保険者数 | 20,006人 | ⇒ | 20,006人 |
| 月額保険料 基準額 | <u>6,369円</u> | | <u>6,000円</u> |

○保険料段階の変更

| 所得段階 | 対象者 | 割合 |
|------|--|-------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税) ・老齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.3 |
| 第2段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額 ×0.5 |
| 第3段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方 | 基準額 ×0.7 |
| 第4段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.9 |
| 第5段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方 | 基準額 ×1.0 |
| 第6段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額 ×1.2 |
| 第7段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額 ×1.3 |
| 第8段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額 ×1.5 |
| 第9段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方 | 基準額 ×1.7 |



| 所得段階 | 対象者 | 割合 |
|-------|--|---------------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税) ・老齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.285 |
| 第2段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額 ×0.485 |
| 第3段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方 | 基準額 ×0.685 |
| 第4段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.9 |
| 第5段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方 | 基準額 ×1.0 |
| 第6段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額 ×1.2 |
| 第7段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額 ×1.3 |
| 第8段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額 ×1.5 |
| 第9段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額 ×1.7 |
| 第10段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額 ×1.9 |
| 第11段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額 ×2.1 |
| 第12段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額 ×2.3 |
| 第13段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額 ×2.4 |

○介護保険料の対比

【A案】

| 所得段階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 年額 | 月額 |
|-------|--|---------------|----------|---------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税) ・老齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.285 | 21,700円 | 1,815円 |
| 第2段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額 ×0.485 | 37,000円 | 3,089円 |
| 第3段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方 | 基準額 ×0.685 | 52,300円 | 4,363円 |
| 第4段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.9 | 68,700円 | 5,732円 |
| 第5段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方 | 基準額 ×1.0 | 76,400円 | 6,369円 |
| 第6段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額 ×1.2 | 91,700円 | 7,643円 |
| 第7段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額 ×1.3 | 99,300円 | 8,280円 |
| 第8段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額 ×1.5 | 114,600円 | 9,554円 |
| 第9段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額 ×1.7 | 129,900円 | 10,827円 |
| 第10段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額 ×1.9 | 145,200円 | 12,101円 |
| 第11段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額 ×2.1 | 160,400円 | 13,375円 |
| 第12段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額 ×2.3 | 175,700円 | 14,649円 |
| 第13段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額 ×2.4 | 183,400円 | 15,286円 |

※ 年額の基準額については10円単位を切り捨て

【B案】

| 所得段階 | 対象者 | 基準額に 対する割合 | 年額 | 月額 |
|-------|--|---------------|----------|---------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 (世帯全員が住民税非課税) ・老齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.285 | 20,500円 | 1,710円 |
| 第2段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方 | 基準額 ×0.485 | 34,900円 | 2,910円 |
| 第3段階 | (世帯全員が住民税非課税) ・本人課税対象年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方 | 基準額 ×0.685 | 49,300円 | 4,110円 |
| 第4段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.9 | 64,800円 | 5,400円 |
| 第5段階 | (同世帯に住民税課税者あり) ・本人住民税非課税で、公的年金等収入+合計所得金額が80万円を超える方 | 基準額 ×1.0 | 72,000円 | 6,000円 |
| 第6段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額 ×1.2 | 86,400円 | 7,200円 |
| 第7段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額 ×1.3 | 93,600円 | 7,800円 |
| 第8段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額 ×1.5 | 108,000円 | 9,000円 |
| 第9段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額 ×1.7 | 122,400円 | 10,200円 |
| 第10段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額 ×1.9 | 136,800円 | 11,400円 |
| 第11段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額 ×2.1 | 151,200円 | 12,600円 |
| 第12段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額 ×2.3 | 165,600円 | 13,800円 |
| 第13段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額 ×2.4 | 172,800円 | 14,400円 |

※ 年額の基準額については10円単位を切り捨て

第8期（令和3年度～5年度）における河合町の介護保険料

介護保険料 基準月額 5,100 円

| 所得段階 | 対象者 | 基準額に 対する割合 | 年額 | 月額 |
|------|--|---------------|----------|--------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 （世帯全員が住民税非課税） ・高齢福祉年金の受給者 ・本人課税対象年金収入額＋合計 所得金額が80万円以下の方 | 基準額 ×0.3 | 18,300円 | 1,530円 |
| 第2段階 | （世帯全員が住民税非課税） ・本人課税対象年金収入額＋合計 所得金額が80万円を超え120 万円以下の方 | 基準額 ×0.5 | 30,600円 | 2,550円 |
| 第3段階 | （世帯全員が住民税非課税） ・本人課税対象年金収入額＋合計 所得金額が120万円を超える方 | 基準額 ×0.7 | 42,800円 | 3,570円 |
| 第4段階 | （同世帯に住民税課税者あり） ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入＋合計所得金額が80万 円以下の方 | 基準額 ×0.9 | 55,000円 | 4,590円 |
| 第5段階 | （同世帯に住民税課税者あり） ・本人住民税非課税で、公的年金 等収入＋合計所得金額が80万 円を超える方 | 基準額 ×1.0 | 61,200円 | 5,100円 |
| 第6段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金 額が120万円未満の方 | 基準額 ×1.2 | 73,400円 | 6,120円 |
| 第7段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金 額が120万円以上210万円未満 の方 | 基準額 ×1.3 | 79,500円 | 6,630円 |
| 第8段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金 額が210万円以上320万円未満 の方 | 基準額 ×1.5 | 91,800円 | 7,650円 |
| 第9段階 | ・本人住民税課税で、合計所得金 額が320万円以上の方 | 基準額 ×1.7 | 104,000円 | 8,670円 |